

(課税事業者用)

物品売買契約書(案)

沖縄県農業研究センター宮古島支所長 比嘉基晶(以下「甲」という)が次の物品を購入し、〇〇〇〇(以下「乙」という)がこれを売却することについて、甲及び乙は下記の条項により契約を締結する。

品名・規格 小型ケーンハーベスター式
数量 1式

第1条 納入期限、納入場所、契約金額及び契約保証金額は次のとおりとする。

- 1 納入期限 令和7年3月7日(金)
- 2 納入場所 沖縄県農業研究センター宮古島支所(沖縄県宮古島市平良西里2071-40)

3 契約金額 ¥ _____
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ¥ _____ (課税対象額 ¥ _____)
(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに
地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10
を乗じて得た額である。

4 契約保証金額 ¥ _____

第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知し、物品の持込みと同時に納品書を提出しなければならない。

- 2 物品の性質又は目的等によっては、甲の承認を得て、分割して納入することができる。
- 3 納入のため持込んだ物品は、甲の承認を得なければ引き取ることができない。

第3条 乙は、甲の行う検査に合格した物品でなければ納入することができない。検査に要する費用及び検査のため変質し、変形し又は消耗破損したものは、すべて乙の負担とする。

- 2 乙は、甲の指定した日時、場所において検査に立会うものとする。乙は、立会いをしないときは、検査の結果につき異議を申し立てることができないものとする。

第4条 乙は、検査の結果不合格と決定した物品は遅滞なく引き取り、かつ、直ちに代品を納入しなければならない。

- 2 前項の場合、甲は1回に限り相当日数を指定して、代品納入又は手直しの期間を認めることができる。この代品納入又は手直しができたときは、さらに届け出て検査を受けなければならない。

第5条 乙は、上記納入物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、当該納入物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しの責任を負わなければならない。

第6条 乙が、補修又は取替に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このため乙に損害を生ぜしめることがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

第7条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。

2 前項の願出は、納入期限までにしなければならない。

3 甲は、第1項の願出が正当と認めたときは、これを承認し、第8条の違約金を免除することができる。

第8条 甲は、乙が契約期限内にその義務を履行し終わらないため期間の延長を求めたときは、沖縄県財務規則（昭和47年5月15日規則第12号）第109条第1項の規定により、遅延日数に応じた違約金を徴収して承認することができる。

第9条 この契約の履行について生ずる一切の損害は、乙が負担するものとする。

第10条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は納入を中止させることができる。

2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、単価により算定し、もし、これを甲において不相当と認めるとき、又は期限を伸縮する必要があるときは、甲の相当と認めるところによるものとする。

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約をしようとする相手方が各前号のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- (8) 乙が正当な理由なく契約期間内にこの契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は、履行の見込みがないことがないことが明らかになったとき。
- (9) 乙が、この契約について談合その他の不正行為をしたとき。
- (10) 乙がこの契約の解除を申し出たとき。

第 12 条 前条の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を甲に支払うものとする。

第 13 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第 14 条 甲は、第 3 条の検査完了後、乙の適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

2 甲は、自己の責に帰すべき事由により支払いを遅延した場合は、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

第 15 条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第 16 条 乙は、この契約について契約事項に明示されていない事実でも、物品の供給上当然必要なものは、甲の指示に従い、乙の負担で施行するものとする。

第 17 条 乙はこの契約条項のほか、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）を守るものとし、疑義を生じたときは、甲、乙協議するものとする。この契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、双方記名押印して各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県宮古島市平良西里 2071-40
沖縄県農業研究センター宮古島支所
支所長 比嘉 基晶

乙